

税金は納期内に納めましょう

平成24年度町税納期一覧

	6/16 ～7/2	7/16 ～7/31	8/16 ～8/31	9/16 ～10/1	10/16 ～10/31	11/16 ～11/30	12/1 ～12/20
町道民税	第1期		第2期		第3期		第4期
固定資産税		第1期		第2期		第3期	
軽自動車税	第1期						
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期

【口座振替制度について】

◆ 口座振替をご利用ください

納期ごとに金融機関や役場窓口へお出かけにならなくても、税金を納付できる大変便利な制度です。ぜひ、ご利用ください。

お申込みの際は、役場住民課住民税係へご連絡ください。

◆ 各月の口座振替日について

口座振替により町税を納付される場合、各月（納期月）の25日に引き落としいたします。ただし、その日が営業休日の場合は、翌日以降の営業日になります。

納税相談

事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係までご相談ください。

納期限を経過して、納税相談もなく滞納となったままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。



<平成23年度滞納処分（差押え）状況>

区分	国税還付金	預金	動産	不動産	生命保険	計
件数	9	6	—	2	—	17

<十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

平成24年度引継件数	十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。
3人	

問合せ先 役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213

国民健康保険税の税率について

平成24年度国民健康保険税の税率は次のとおりです。

なお、今年度の税率改正はありません。

（医療給付費分） 加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	* 基準総所得金額による	5.0%
資産割	固定資産税の年税額に対して	20%
均等割	被保険者1人につき	27,000円
平等割	1世帯につき	30,000円
特定世帯の平等割	* 基準要件による	15,000円
賦課限度額	課税額の上限	51万円

（後期高齢者支援分） 加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	* 基準総所得金額による	1.2%
資産割	固定資産税の年税額に対して	10%
均等割	被保険者1人につき	7,000円
平等割	1世帯につき	8,000円
特定世帯の平等割	* 基準要件による	4,000円
賦課限度額	課税額の上限	14万円

（介護費給付費分） 加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	* 基準総所得金額による	0.7%
資産割	固定資産税の年税額に対して	4%
均等割	被保険者1人につき	7,500円
平等割	1世帯につき	9,000円
賦課限度額	課税額の上限	12万円

※基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額です。

※特定世帯とは、国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）へ移行した方（5年間）がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く。）が1人となった世帯をいいます。

※年齢は満年齢です。

【国民健康保険税の計算のしかた】

国民健康保険税は、医療給付費分および後期高齢者支援分、介護給付費分があり、それぞれの所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合計額により決まります。

【納税義務者は世帯主】

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。

保険税の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則的に世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納税義務者は世帯主（擬制世帯主）で、納税通知書は世帯主あてに送られてきます。（税額は加入者分のみの計算です。）